

〒

年 月 日

桐生市福祉事務所長 印

## 保 護 決 定 通 知 書

生活保護法による保護を次のとおり しましたので通知いたします。

1 保護の種類及び支給額

種 類	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	生業扶助	一時扶助	合 計	本人支払額
月分支給・追給額							
月分支給・追給額							
月分以降支給額							

一時扶助の内訳 (再掲)

生 活	住 宅	教 育	介 護	医 療	出 産	生 業	葬 祭

別 途 送 金 額	施設事務費			
介護扶助自己負担月額	円 ( 事業者名	)		
	円 ( 事業者名	)		
	円 ( 事業者名	)		
医療扶助自己負担月額	円	_____		

2 扶助金支給日

定例支給日は毎月 日 (休日のときはその前日)、追給支給がある場合の支給日は毎週 曜日です。

3 保護の 時期 年 月 日

4 の理由

5 この決定通知書が申請受理後 14 日を経過した理由

裏面もご覧ください

## 「取消し訴訟の提起に関する事項」

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、群馬県知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、桐生市を被告として（訴訟において桐生市を代表する者は桐生市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。
  - ① 審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。
  - ② 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

年 月 日

桐生市福祉事務所長 ⑨

## 保護廃止（停止）決定通知書

年 月 日に 第 号により、決定通知した生活保護法による  
保護を次のとおり したので通知します。

- 1 停止・廃止した保護の種類 生活扶助・住宅扶助・教育扶助・介護扶助・医療扶助・その他
- 2 停止する期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 3 廃止する時期 年 月 日
- 4 廃止・停止の理由

裏面もご覧ください

**「取消し訴訟の提起に関する事項」**

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、群馬県知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、桐生市を被告として（訴訟において桐生市を代表する者は桐生市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。
  - ① 審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。
  - ② 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

年 月 日

桐生市福祉事務所長

## 保 護 申 請 却 下 通 知 書

年 月 日付で申請された生活保護法による保護については、下記の理由  
で保護できないため却下します。

### 記

1 却下の理由

2 この通知が申請後 14 日を経過した理由

裏面もご覧ください

**「取消し訴訟の提起に関する事項」**

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、群馬県知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、桐生市を被告として（訴訟において桐生市を代表する者は桐生市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。
  - ① 審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。
  - ② 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第 24 号 (第 5 条関係)

年	月	日	交付
交付	第	—	号

## 検 診 命 令 書

年 月 日

住所

氏名 様

桐生市福祉事務所長 ㊟

下記のとおり検診を受けてください。

- 1 検診を受ける日時 年 月 日
- 2 検診を受ける場所
- 3 検診を行う医療機関の名称  
所在地及び担当医師等氏名
- 4 備 考

## 注意事項

- 1 検診を受けるときは、この書類を持参してください。
- 2 この検診命令は、生活保護法第 28 条第 1 項の規定に基づくものです。
- 3 この検診命令を受けないと、同条第 5 項の規定により、あなたの保護申請が却下され、または、あなたに対する保護が変更、停止もしくは廃止される場合があります。
- 4 この検診命令について疑問がある場合には、福祉事務所に相談してください。

## 検 診 書

検査を受ける者の 居住地及び氏名

歳 男 ・ 女

桐生市福祉事務所長 様

年 月 日

医療機関の所在地及び名称院  
 院 (所) 長  
 担 当 医 師

⑩

上記の者に対する検診結果は下記のとおりであります。

- 1 病 病 名
- 2 病 状
- 3 診療の要否、診療の方法等に関する意見

※地区担当員  
 記事

⑩

※ 桐生市福祉事務所  
 嘱託医意見

⑩

( 注 意 )

この検診書は、福祉事務所長あて直接送付して下さい。

地区担当員	
-------	--

## 扶 養 届

年 月 日

桐生市福祉事務所長 様

扶養義務者	住所
氏名	電話

次の者に対する扶養(扶助)について、次のとおり回答します。

生活保護 対象者	住所	
	氏名	続柄

### 1. 精神的な支援について

※精神的な支援 … 対象者に対する定期的な訪問、電話、手紙のやり取りなど、金銭的な援助以外の対象者へのかかわりのことをいいます。入院時の対応や一時的な子供の預かりなどの緊急対応も含まれます。

精神的な支援の可否	<input type="checkbox"/> します ・ <input type="checkbox"/> できません
具体的な支援の内容及び頻度	

### 2. 金銭的な援助について

金銭的な援助の可否	<input type="checkbox"/> します ・ <input type="checkbox"/> できません
援助の開始時期	<input type="checkbox"/> 年 月から ・ <input type="checkbox"/> すでに行っている
扶養の程度	
<input type="checkbox"/> 引取って扶養します。 <input type="checkbox"/> 引き取ることはできないが、生活費全額を援助します。 <input type="checkbox"/> 1ヶ月 <input type="checkbox"/> 6ヶ月 <input type="checkbox"/> 1年 あたり _____円を援助します。 <input type="checkbox"/> 1ヶ月あたり _____円相当の物品 ( _____ ) を送ります。 <input type="checkbox"/> 入院時の雑費相当額を援助します。 <input type="checkbox"/> 家賃相当分を援助します。 <input type="checkbox"/> 養育費を援助します。(1ヶ月あたり _____円)	

3. 精神的・金銭的にどうしても援助できない場合は、その理由と将来の援助等の見通しを具体的に記入してください。

4. 扶養義務者の世帯の状況（扶養の有無にかかわらず必ず記入してください。）

◎あなたの世帯状況（あなたを含めて）

世帯員氏名	続柄	年齢	職業・勤務先・学校名・学年	平均月収

※源泉徴収票又は給与証明書、ローン支払いの証明書等の証票を添付してください。（写しでも可）

◎住民税 年額 \_\_\_\_\_円 ※全て世帯の合計で記入して下さい。

◎固定資産税 年額 \_\_\_\_\_円

◎資産の状況（所有する資産をチェックし、面積等を記入してください。）

宅地 \_\_\_\_\_㎡  田畑 \_\_\_\_\_㎡  山林 \_\_\_\_\_㎡

家屋 \_\_\_\_\_棟 \_\_\_\_\_㎡

◎借家家賃 月額 \_\_\_\_\_円

◎負債の状況 内容 ( \_\_\_\_\_ )

残債額 \_\_\_\_\_円 返済額 月々 \_\_\_\_\_円 ボーナス時 \_\_\_\_\_円

5. 前記の生活保護対象世帯に対する意見や、あなたの世帯の状況で参考になる事項がありましたら記入してください。（これまでの交流状況や、他の親戚との交流状況等）

.....

.....

.....

.....

.....

様式第 27 号(第 6 条関係)

第 号  
年 月 日

様

桐生市福祉事務所長

## 生活保護法による保護の決定に伴う扶養義務者への通知について

あなたの にあたる に対して生活保護法による保護の開始を決定いたしますので、生活保護法第 24 条第 8 項の規定に基づき通知します。

氏 名	
保護の開始の申請 があった日	

(参考)

生活保護法第 4 条第 1 項 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

第 2 項 民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

生活保護法第 24 条第 8 項 保護の実施機関は知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合において、保護の開始の決定をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該扶養義務者に対して書面をもって厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが適当でない場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りではない。

民法第 877 条第 1 項 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

第 2 項 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

※ 「知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合」とは、当初において、①定期的に会っているなど交際状況が良好であること、②扶養義務者の勤務先等から当該要保護者にかかる扶養手当や税法上の扶養控除を受けていること、③高額な収入を得ているなど資力があることが明らかであること等を総合的に勘案して判断しています。

様式第28号(第6条関係)

第 号  
年 月 日

様

桐生市福祉事務所長

## 生活保護法第 28 条第 2 項の規定に基づく報告について（依頼）

あなたの にあたる (住所 ) は生活保護法による保護を申請して (受けて) いますが、生活保護法では民法に定められた扶養義務者による扶養は生活保護に優先して行われるものとされており、民法に定める扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者が、扶養義務を履行していないときは、履行しない理由など保護の決定や実施などのために必要な範囲で、扶養義務者に対して報告を求めることができることとなっています。

つきましては、保護の決定や実施などのため必要がありますので、年 月 日までに扶養義務を履行しない理由について報告いただきますようお願いいたします。

※ 「民法に定める扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者」とは、当所において、①定期的に会っているなど交際状況が良好であること、②扶養義務者の勤務先等から当該要保護者にかかる扶養手当や税法上の扶養控除を受けていること、③高額な収入を得ているなど資力があることが明らかであること等を総合的に勘案して判断しています。

(特記事項)

(担当者 )

(参考)

生活保護法第 4 条第 1 項 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

第 2 項 民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

生活保護法第 28 条第 2 項 保護の実施機関は、保護の決定若しくは第 77 条若しくは第 78 条の規定の施行のため必要があると認めるときは、保護の開始又は変更の申請書及びその添付書類の内容を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の扶養義務者若しくはその他の同居の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当時要保護者若しくはこれらの者であった者に対して、報告を求めることができる。

民法第 877 条第 1 項 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

第 2 項 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

様式第 29 号 (第 7 条関係)

第 号  
年 月 日

様

桐生市福祉事務所長

生活保護法第 29 条の規定に基づく調査について (依頼)

日頃より本市福祉行政に対し、ご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、当福祉事務所において生活保護を受給している下記の者に対し、生活保護法第 29 条の規定に基づく調査を行いたいと思います。

ついては、下記該当者の生活実態を把握いたしたく、ご多忙中大変恐縮でございますが、貴行における下記の該当者の預金残高明細表の写しを送付賜りたくご依頼申し上げます。

なお、保護の決定及び今後の処遇等の資料とするため、直近 1 年の預金残高明細表の写しを送付くださるようお願いいたします。

記

1 当事者

氏 名

住 所

生年月日

2 送付を依頼する書類

(1) 直近 1 年の預金残高明細表の写し

(2) その他参考となる資料

## 入所等委託通知書

年 月 日

様

桐生市福祉事務所長 ㊟

生活保護法第30条の規定による入所養護を次のとおり委託します。

## 記

本人 氏名	(ふりがな)			本籍:			職業	
				現住所:			趣味又は特技	
保護 義務者 氏名	(ふりがな)			本籍:			職業	
				現住所:			本人との関係	
保護 義務者 を含む 世帯の 状況	氏名	年齢	本人との続柄	職業	健否	収入	備考	資産

(収容者台帳)

本人の履歴 (生い立ち) 及び病歴等 の概要	
---------------------------------	--

様式第 31 号 (第 8 条関係)

入所等委託解除通知書

年 月 日

様

桐生市福祉事務所長 ⑩

生活保護法第 30 条の規定による <sup>入所</sup> <sub>養護</sub> の委託を次のとおり解除します。

氏 名		生年月日	
現 住 所			
本 籍			
委 託 年 月 日	年 月 日		
委託解除年月日	年 月 日		
委託解除の理由			

## 就労自立給付金申請書

桐生市福祉事務所長 様

下記のとおり、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

## 記

1. 保護を必要としなくなった事由

2. 添付書類

3. 世帯構成員

氏 名	性 別	生 年 月 日
		年 月 日 ( 歳)

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

申請者 住所又は居所  
〒

氏 名

就 労 自 立 給 付 金 決 定 調 書

地 区 名	就労自立番号	ケ ー ス 番 号	世 帯 主 名	支 払 方 法	決 定 内 容	決 定 年 月 日
決 裁				決 裁 年 月 日	発 送 年 月 日	起 案
						担 当 員

就 労 自 立 給 付 金 決 定 伺  
調 書 の と お り 決 定 し 例 文 に よ り 通 知 し て よ い で し ょ う か 。

決 定 理 由

就 労 自 立 給 付 金 決 定 欄

NO	名 前	収入認定開始月	算定対象月		算定対象月		算定対象月		算定対象月		積立合計額
			収入充当額 積立額	率	収入充当額 積立額	率	収入充当額 積立額	率	収入充当額 積立額	率	

※ 積立額は1円未満の端数を切り捨てた金額となります。 積立合計額は各算定対象月の積立額を合算し、1円未満の端数を切り捨てた金額となります。

積 立 総 額

世 帯 構 成

上 限 額

最 低 給 付 額

支 給 額

桐生市福祉事務所長 ㊟

## 就労自立給付金決定通知書

年 月 日付で申請された生活保護法による就労自立給付金を、次のとおり決定したので通知します。

- 1 支給額 円
- 2 保護の廃止時期
- 3 支給を決定した理由
- 4 就労自立給付金の支給日及び支給方法
- 5 この決定通知書が申請書受理後 14 日を経過した理由

1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、群馬県知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、桐生市を被告として（訴訟において桐生市を代表する者は桐生市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

① 審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。

② 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

就労自立給付金は、この通知を受けた日の属する年分の一時所得となりますが、一時所得には50万円の特別控除がありますので、他に生命保険の一時金など一時所得に該当する所得があり、50万円の特別控除をしてもなお残額がある場合に限り一時所得の金額が生じ、所得税及び個人住民税が課税されることとなります。

年 月 日

桐生市福祉事務所長 印

## 就労自立給付金申請却下通知書

年 月 日付で申請された生活保護法による就労自立給付金申請は、  
次の理由で却下します。

### 記

#### 1 却下の理由

#### 2 この通知が申請後 14 日を経過した理由

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、群馬県知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、桐生市を被告として（訴訟において桐生市を代表する者は桐生市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。
  - 審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。
  - 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。就労自立給付金は、この通知を受けた日の属する年分の一時所得となりますが、一時所得には50万円の特別控除がありますので、他に生命保険の一時金など一時所得に該当する所得があり、50万円の特別控除をしてもなお残額がある場合に限り一時所得の金額が生じ、所得税及び個人住民税が課税されることとなります。

## 進学準備給付金申請書

8-44(様式第 36 号)

桐生市福祉事務所長

申請者 住所又は居所  
(大学等に進学する者)

氏名

進学準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

## 記

- 1 世帯主の氏名 \_\_\_\_\_
- 2 大学等に進学する者の生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日
- 3 進学先  
学 校 名 \_\_\_\_\_
- 4 進学後の居住先 (該当する□にチェックを入れてください。)
- 大学等進学前の住宅と同じ
- 転居により大学等進学前と異なる住居に居住 (居住 (予定) 地を記載してください。)
- 居住 (予定) 地 \_\_\_\_\_
- 5 関係書類
- (1) 入学手続に着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか
- ・ 入学金を納付したことを証明する書類の写し
  - ・ 入学金延納 (進学後に納付すること) を申請した書類の写し
  - ・ 入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し
- (2) 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し
- (3) その他支給決定にあたり必要な書類
- ※上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。
- 6 進学準備給付金振込先 (大学等に進学する者の口座に限ります。)

金融機関名 \_\_\_\_\_ 銀行・信用金庫・信用組合

(該当する金融機関の種類に○をしてください。)

支 店 名 \_\_\_\_\_ 支店 (ゆうちょ銀行除く)

記 号 \_\_\_\_\_ 支店 (ゆうちょ銀行のみ記載)

預 金 種 類  普通預金  当座預金  
(該当する□にチェックを入れてください。)

口 座 番 号 \_\_\_\_\_ (右につめてご記載ください。)

(カナ) 口座名義  
人 \_\_\_\_\_

※上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

## 進 学 準 備 給 付 金 決 定 調 書

地 区 名	進学給付番号	世帯員番号	世 帯 主 氏 名	対 象 者 氏 名	決 定 内 容	決 定 年 月 日
決裁				決 裁 年 月 日	発 送 年 月 日	起 案
						担 当 員

## 進 学 準 備 給 付 金 決 定 伺

調書のとおり決定してよろしいか。なお御決裁の上は例文により通知してよろしいか。

## 進 学 準 備 給 付 金 決 定 欄

支給額

円

(進学先)

(進学後の居住先)

不 支 給 の 理 由

進 学 準 備 給 付 金 を 支 給 す る 場 合 、 支 給 日 及 び 支 給 方 法

年 月 日

桐生市福祉事務所長 ⑩

## 進学準備給付金支給（不支給）決定通知書

年 月 日付で申請された生活保護法による進学準備給付金を、下記のとおり決定しましたので通知します。

### 記

1. 支給の可否

- 支給  
 不支給

2. 進学準備給付金を支給する場合、支給額、支給日、支給方法

支給額 円

支給日 年 月 日

支給方法

3. 不支給の場合、その理由

4. この決定通知が申請受理後14日を経過した理由

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、群馬県知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
  - 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、桐生市を被告として（訴訟において桐生市を代表する者は桐生市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。
    - 審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。
    - 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
    - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
  - 正当な理由があるときは、上記1及び2の期間を経過した後であっても審査請求をすることや処分取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
- 進学準備給付金は、所得税や個人住民税は課されず、国税や地方税の滞納処分による差押えは禁止されています。

様式第39号 (第17条関係)

生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を  
徴収金の納入に充てる旨の申出書  
(生活保護法第77条の2第1項に基づく徴収金の場合)

私は、 年 月分からの保護金品等（保護費（金銭給付されるものに限る。）及び就労自立給付金をいう。以下同じ。）より、毎月 円を 年 月 日付け費用徴収決定通知による生活保護法第77条の2第1項の規定に基づく徴収金の支払に充てることを申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から支払に充てるものとします。

桐生市福祉事務所長 様

年 月 日

住所  
氏名

様式第 40 号(第 17 条関係)

生活保護法第 7 8 条の 2 の規定による保護金品等を  
徴収金の納入に充てる旨の申出書  
(生活保護法第 7 8 条第 1 項に基づく徴収金の場合)

私は、不実の申告など不正な手段により保護又は就労自立給付金の支給を受けた場合は、生活保護法第 7 8 条の 2 に基づき、交付される保護金品等(保護費(金銭給付されるものに限る。))及び就労自立給付金をいう。以下同じ。)の額から、生活保護法第 7 8 条に基づく徴収金のうち貴福祉事務所と協議し定める額について、当該保護金品等の交付期日をもって支払いに充てる旨を下記の内容について確認した上で、申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から支払いに充てるものとします。

## 記

- 生活保護制度は、全額公費によってその財源が賄われていることから、不正受給はあってはならない。不正受給があった場合、生活保護法第 7 8 条に基づく徴収金は、必ず全額支払わなければならないものであること
- 不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は「不実の申告」と福祉事務所に判断される場合があること
- 徴収金の支払いに際して、一括して納付することが困難な場合には、家計の節約に努め、本申出の方法により保護金品等から支払いに充てること

年 月 日

住 所

氏 名

桐生市福祉事務所長 様

-----  
年 月 日

私は、本申出に基づき、 年 月分からの保護金品等より  
毎月 円を 年 月 日付費用徴収決定通知  
による法第 7 8 条の規定に基づく徴収金の支払いに充てるものとします。

課長		係長		指導員		担当員	
----	--	----	--	-----	--	-----	--

様式 8-49(預金口座振込申出書)

## 預金口座振込通知書

令和 年 月 日

桐生市福祉事務所長 様

住所

氏名

電話

私が桐生市から受給する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による生活保護費は、下記の金融機関の預金口座に振込み願いたく申し出ます。

記

振込先 金融機関名	銀行 信用金庫 本店 支店
口座種類	普通 ・ 当座 (どちらかを○で囲む)
フリガナ 口座名義	
口座番号	